

運営ライセンス契約書

株式会社日本総合カウンセリング(以下甲)と_____ (以下乙)は、「心理カウンセラー養成講座」運営に関して次のとおり合意する。

第1条 (目的)

1 甲は乙に対し、本契約条件を遵守することを条件に、甲の開発したテキストおよび教育手法を用いて「心理カウンセラー養成講座」の運営することを許諾する。

第2条 (登録費)

本契約締結後14日以内に、乙は甲に対し、初回登録費として金105,000円(税込み)を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。この初回登録費はいかなる場合においても返却しない。

第3条 (営業活動の指導)

1 甲は、乙に対し1年に1回運営ライセンス研修会を行う。運営ライセンス研修会のカリキュラムは以下のとおりとする。

- ・オリエンテーション (初回登録者のみ)
- ・活動報告及び運営研究 (次年度継続者のみ)

2 前項に定める営業指導の詳細については、「運営ライセンス取得講座」の内容のとおりとする。

3 乙は、「心理カウンセラー養成講座」の指導法および著作権一式が甲に帰属し、乙はこれらに関しなんらの権利も保有していないことを確認する。

4 乙は「運営ライセンス取得講座」で受講した内容に従って講座を運営しなければならない、これらを一切改変してはならない。甲は乙が「心理カウンセラー養成講座」の指導法に従っていないと認めるときは、乙に対し改善命令を出すことができ、乙はこれに従わなければならない。

第4条 (講座開催の拠点)

乙は甲の事前の書面による承諾なく講座開催の拠点を移動してはならない。

第5条 (テリトリー)

乙の事業範囲は_____内とする。ただし、甲は乙に対し同エリア内において本契約と同内容の業務活動を行うフランチャイジーの指定を禁止されない。

第6条（従業員）

乙は、講座運營業務に従事する従業員について、一切雇用をしてはならない。

第7条（競業禁止）

- 1 乙は、本契約存続期間中、本契約と同種もしくは類似のフランチャイズ事業に参加してはならない。
- 2 本条項は本契約終了後3年間は有効とする。

第8条（広告宣伝）

- 1 甲は販売促進のため、インターネットその他の方法により広告宣伝を行う。また、甲が販売促進のためのキャンペーンを行う場合乙はこれに参加しなければならない。
- 2 乙が自ら企画を立てて広告宣伝活動を行う場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。この場合の広告宣伝費は乙の負担とする。

第9条（ロイヤリティ）

- 1 乙は、本件契約に基づくフランチャイズ付与のロイヤリティ（以下「ロイヤリティ」という。）は以下の通りとする。

「心理カウンセラー養成講座」

ロイヤリティ：189,000円（税込み）

※テキスト代／¥10,500（税込み）も別途必要

- 2 講座受講料は乙の講座受講者より甲に対して直接支払われることとし、前項のロイヤリティを差し引いた金額を毎月月末締め翌月15日払いとし、乙が指定する銀行口座に振り込んで支払うこととする。

第11条（守秘義務）

- 1 乙は、本契約期間中およびその終了後においても、本契約に基づき甲から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。
- 2 本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は、甲から開示された一切の情報を甲に返還し、以後一切保有しない。
- 3 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しない。
 - (1) 公知の事実もしくは当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - (2) 第三者から適法に取得した事実
 - (3) 開示の時点で保有していた事実
 - (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第12条（個人情報の取扱い）

- 1 乙は甲から本契約に基づき提供された顧客情報（以下個人情報という。）については、甲の指示に従い取り扱うものとし、甲の指示を超えて利用、内容変更、消去、第三者への開示を行ってはならない。
- 2 本契約の業務遂行に際し乙が自ら個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用目的を通知もしくは公表し、その利用目的の範囲内で個人情報を使用しなければならない。また、法令に定めのある場合を除き、本人の同意なくその個人情報を第三者に開示してはならない。
- 3 乙は甲から本契約に基づき提供された個人情報および自己が保有する個人情報について適切に管理し、漏洩防止のため必要な措置をとらなければならない。甲から個人情報管理に関し指示があった場合は、これに従わなければならない。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は 年 月 日から3年間とする。期間満了の3ヶ月前までに甲または乙により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は3年間更新され、以後も同様とする。

第14条（契約解除）

- 1 甲または乙が次の各号の一に該当した場合、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約の一に違反した場合
 - (2) 受講生の講座受講料を直接受け取った場合
 - (3) 3年間にわたり一人も受講生が契約できなかった場合ただし、1年間で5名以上の受講生が獲得できない場合、技術維持料として5名に足りない1名あたり10,500円（税込み）を乙は甲に対して支払わなければならない。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合
 - (6) その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合
- 2 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

第15条（契約終了の効果）

- 本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 講座受講生獲得業務を終了し、以後甲のフランチャイジーとみなされる一切の行為を行わない。
 - (2) 甲から供与されたマニュアル、業務規程その他一切の情報を示した書面、フロッピーディスク、CD-ROM、MOその他一切の記録媒体を甲の指示に従い甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。乙のコンピューター等に記録されたものについては全て削除し、以後一切の情報を保有しない。

第16条（損害賠償）

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第17条（譲渡禁止）

乙は本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務を一切第三者に譲渡してはならない。

第18条（裁判管轄）

本契約から生じる一切の紛争については名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。